

市区町村別集計項目(推進体制等)

滋賀県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (令和2年4月1日現在で有効なもの)			
								有			現在の状況	有			現在の状況
								条例名称	公布日	施行日		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	
						16	15	8				16			
25	201	大津市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	大津市男女共同参画推進条例	平成23年12月19日	平成23年12月19日		第3次大津市男女共同参画推進計画(おおつかがやきプランⅢ)	平成28年4月～令和3年3月	0	
25	202	彦根市	彦根市役所企画振興部企画課女性活躍推進室	1	1	1	1	男女共同参画を推進する彦根市条例	平成13年12月27日	平成14年4月1日		彦根市男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ(改訂版)	平成29年4月1日～令和4年3月31日	1	
25	203	長浜市	人権施策推進課	1	2	1	1				0	長浜市男女共同参画行動計画	平成30年4月1日～令和5年3月	1	
25	204	近江八幡市	人権・市民生活課	1	2	1	1	近江八幡市男女共同参画推進条例	平成24年3月26日	平成24年4月1日		男女共同参画おうみはちまん2020プランー男女共同参画近江八幡市行動計画ー	平成24年4月1日～令和3年3月31日	1	
25	206	草津市	男女共同参画課	1	1	1	1	草津市男女共同参画推進条例	平成21年12月24日	平成21年4月1日		第3次草津市男女共同参画推進計画(後期)	H28.4～R3.3	1	
25	207	守山市	人権政策課	1	2	1	1	守山市男女共同参画推進条例	平成27年3月26日	平成27年3月26日		第3次守山市男女共同参画計画(改定版)	平成28年4月～令和3年3月	1	
25	208	栗東市	自治振興課	1	2	1	1				3	まちづくり女と男の共同参画プラン(第5版)	平成28年4月～令和3年3月	1	
25	209	甲賀市	女性活躍推進室	1	1	1	1	甲賀市男女共同参画を推進する条例	平成30年6月29日	平成30年6月29日		第2次甲賀市男女共同参画計画(甲賀市女性活躍推進計画)	平成29年7月～令和11年3月	1	
25	210	野洲市	人権施策推進課	1	2	1	1	野洲市男女共同参画推進条例	平成16年10月1日	平成16年10月1日		第3次野洲市男女共同参画行動計画	平成28年4月～令和3年3月	0	
25	211	湖南市	総務部人権擁護課	1	2	1	1				2	湖南市男女共同参画アクション2017計画	平成29年4月～令和9年3月	1	
25	212	高島市	人権施策課	1	2	1	1				0	第2次高島市男女共同参画プラン	平成29年4月～令和9年3月	1	
25	213	東近江市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	東近江市男女共同参画推進条例	平成26年12月19日	平成27年4月1日		第2次東近江市男女共同参画推進計画	平成29年4月1日～令和4年3月31日	1	
25	214	米原市	人権政策課	1	2	1	1				2	米原市男女共同参画推進計画	平成29年4月～令和4年3月	1	
25	383	日野町	企画振興課	1	2	1	1				0	日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～	平成31年4月1日～令和11年3月31日	1	
25	384	竜王町	未来創造課	1	2	1	1				0	竜王ベストパートナープラン	平成31年4月～令和6年3月	1	
25	425	愛荘町	まちづくり協働課	1	2	1	0				2	第2次愛荘町男女共同参画推進計画	令和元年度～令和10年度	1	
25	441	豊郷町	豊郷町人権政策課	1	2	0	0				2				0
25	442	甲良町	人権課	1	2	0	0				0				0
25	443	多賀町	総務課	1	2	0	0				0				0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
0 無

諮問機関

- 1 有
0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 令和3年3月末までの制定を目途に検討中
2 令和3年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(令和2年4月1日現在で開設済の施設)										施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				直営	施設管理				事業運営					
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他					
			4								2	2	0	3	1	1	3	0		
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター		520-0047	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階	077-528-2615	077-527-6288	http://www.city.otsu.lg.jp/		○			○	○					
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	ウィズ	522-0041	彦根市平田町670番地	0749-24-3529	0749-24-3529	http://www.city.hikone.shiga.jp	○			○			○				
25	203	長浜市																		
25	204	近江八幡市																		
25	206	草津市																		
25	207	守山市																		
25	208	栗東市																		
25	209	甲賀市																		
25	210	野洲市																		
25	211	湖南市																		
25	212	高島市	高島市働く女性の家	ゆめばれっと高島	520-1621	滋賀県高島市今津町今津1640番地	0740-22-5775	0740-22-5775	http://npo-genki.com	○			○			○				
25	213	東近江市																		
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター		521-0031	滋賀県米原市一色444番地	0749-54-2444	0749-54-3033	https://scplaza.jimbo.com		○		○			○				
25	383	日野町																		
25	384	竜王町																		
25	425	愛荘町																		
25	441	豊郷町																		
25	442	甲良町																		
25	443	多賀町																		

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

滋賀県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 (令 和 2 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設)														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常 勤	非 常 勤		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 ・ 提 供 集 集	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	そ の 他
			4					4	4	4	4	0	0	1	0	0	
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター	平成4年4月1日	9	0	3,190	○	○	○	○						
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	平成15年10月1日	4	1	14,847	○	○	○	○			○			
25	203	長浜市															
25	204	近江八幡市															
25	206	草津市															
25	207	守山市															
25	208	栗東市															
25	209	甲賀市															
25	210	野洲市															
25	211	湖南市															
25	212	高島市	高島市働く女性の家	平成5年4月1日	2	2	9,086	○	○	○	○						
25	213	東近江市															
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター	平成18年4月1日	6	0	30,297	○	○	○	○						えすしいマルシェ(女性活躍推進事業)
25	383	日野町															
25	384	竜王町															
25	425	愛荘町															
25	441	豊郷町															
25	442	甲良町															
25	443	多賀町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首 長、自 治 会 長 等 の 状 況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治会 長 数	女性 比率 (%)
				2		13	0	0.0	13	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	3,339	141	4.2
25	201	大津市	平成10年9月22日	ひとが輝く男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							720	55	7.6
25	202	彦根市				1	0	0.0	1	0	0.0							327	20	6.1
25	203	長浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							425	3	0.7
25	204	近江八幡市				1	0	0.0	1	0	0.0							167	2	1.2
25	206	草津市				1	0	0.0	1	0	0.0							219	22	10.0
25	207	守山市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	3	4.2
25	208	栗東市	平成14年3月22日	栗東市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							124	14	11.3
25	209	甲賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							203	4	2.0
25	210	野洲市				1	0	0.0	0	0								91	4	4.4
25	211	湖南市				1	0	0.0	1	0	0.0							43	1	2.3
25	212	高島市				1	0	0.0	1	0	0.0							203	0	0.0
25	213	東近江市				1	0	0.0	1	0	0.0							388	11	2.8
25	214	米原市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
25	383	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	83	1	1.2
25	384	竜王町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
25	425	愛荘町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	0	0.0
25	441	豊郷町										1	0	0.0	0	0		16	0	0.0
25	442	甲良町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
25	443	多賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
---------	---	----------	---	----------	---	-----

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲							地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況							地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況							(内数) 市町村防災会議 (委員のみ)			(内数) 市町村防災会議 (会長を含む)			調査時点コード					
			目標 値 (%)	目標 達成 期限	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審 議会等 における 登用 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委員 会等にお ける登用 状況	その他								
		※計(広域を含む)				921	835	12,813	4,234	33.0					653	597	8,671	2,760	31.8		113	82	667	134	20.1		475	50	10.5	510	53	10.4										
		※小計(広域を除く)													652	596	8,593	2,735	31.8		113	82	667	134	20.1																	
25	201	大津市	40	令和3年3月	87	80	930	340	36.6	地方自治法(第202条の3)に該当する審議会等と地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等および要綱設置審議会等	76	71	814	302	37.1	6	5	36	6	16.7	35	5	14.3	36	5	13.9	1				1			1								
25	202	彦根市	60	令和4年3月	52	47	733	193	26.3		51	47	701	190	27.1	6	4	63	9	14.3	31	3	9.7	32	3	9.4	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日								
25	203	長浜市	40	令和5年3月	57	54	796	262	32.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	57	54	796	262	32.9	6	5	42	11	26.2	41	4	9.8	42	4	9.5	3	令和2年7月1日	3	令和2年7月1日	3	令和2年7月1日	3	令和2年7月1日								
25	204	近江八幡市	50	令和3年3月	88	71	1,450	387	26.7	法律もしくはこれに基づく政令、条例、要綱、規則等	39	36	671	159	23.7	6	3	38	4	10.5	32	2	6.3	33	2	6.1	1			1			1									
25	206	津市	50	令和3年3月	76	76	876	344	39.3	市長等に対する要綱、審議会、委員会等	13	13	187	65	34.6	6	4	40	5	12.5	32	2	6.3	33	2	6.1	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日								
25	201	京山市	40	令和3年4月	62	60	832	303	36.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	30	28	334	116	34.7	6	5	29	7	24.1	0	0	0	0	0	0	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日								
25	206	栗東市	40	本年度計画 決定で予定	58	54	716	246	34.4	市長が委嘱する審議会、委員会	28	26	359	128	35.7	6	4	30	6	20.0	30	0	0	0	0	0	1			1			1									
25	209	甲賀市	40	令和11年3月	83	76	1,158	350	30.2	法律又は条例、要綱の定めにより設置された市の附属機関等	43	41	532	172	32.3	6	5	35	9	25.7	47	8	17.0	48	8	16.7	1			1			1									
25	210	野洲市	40	令和3年3月	85	76	1,468	536	36.5	市長等が任命又は委嘱する審議会、委員会等	60	52	750	295	39.3	6	5	42	12	28.6	24	3	12.5	25	3	12.0	3	令和2年1月1日	3	令和2年1月1日	3	令和2年1月1日	3	令和2年1月1日								
25	211	湖南市	40	令和3年3月	47	45	565	181	32.0	附属機関(地方自治法第202条の3に定める附属機関)	47	45	565	181	32.0	6	5	30	9	30.0	26	3	11.5	27	3	11.1	3	令和2年6月1日	3	令和2年6月1日	3	令和2年6月1日	3	令和2年6月1日								
25	212	高島市	50	令和9年3月	42	38	536	201	37.5	地方自治法第202条の3の規定に基づく審議会および同法第180条の5の規定に基づく委員会等	36	33	499	190	38.1	6	5	35	8	22.9	40	6	15.0	41	6	14.6	1			1			1									
25	213	東近江市	40	令和4年3月	52	47	968	323	33.4	地方自治法第202条3に定める法律、条例に基づく附属機関 附属機関に準ずる委員会	32	27	502	144	28.7	6	5	37	9	24.3	39	4	10.3	40	4	10.0	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日	3	令和2年3月31日								
25	214	米原市	33			58	52	667	228	34.2	法律、条例により設置する調停、審査、諮問、調査を行うための合議制の機関。市政運営や諸計画の策定に当たり、市民、有権者、関係団体等の意見を聴取するため設ける機関。市の市政に関する研究や連絡調整、啓発等を目的として設置する機関。	34	29	452	134	29.6	6	5	36	7	19.4	27	2	7.4	28	2	7.1	1			1			1								
25	383	日野町	30	令和11年3月	12	10	171	68	39.8	法律、条例に基づく審議会等	18	18	184	46	25.0	6	3	31	5	16.1	17	2	11.8	18	2	11.1	1			1			1									
25	384	龍王町	35	令和3年3月	29	27	444	115	25.9	政策や方針決定の場となる審議会や協議会	29	27	444	115	25.9	6	4	30	4	13.3	14	0	0	15	0	0	1			1			1									
25	425	愛荘町	35	令和11年3月	33	22	503	157	31.2	法律または条例、要綱の定めにより設置された町の附属機関等の委員に占める女性の割合	27	21	486	155	31.9	6	5	27	8	29.6	17	2	11.8	18	2	11.1	1			1			1									
25	441	香櫨町									6	5	82	20	24.4	6	3	27	3	9.7	17	0	0	18	0	0	1			1			1									
25	442	甲賀市									12	10	193	23	22.5	6	5	37	4	10.8	19	1	5.6	18	1	5.6	1			1			1									
											4	13	105	23	22.5	6	5	29	28	96.5	70	5	7.1	73	1	1.4																

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

滋賀県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(内数) 市町村防災会議 (委員のみ)			(内数) 市町村防災会議 (会長を含む)				
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)				
															1	1	78	25	32.1	0	0	0	0							
		大津市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		彦根市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		長浜市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		近江八幡市													1	1	78	25	32.1	0	0	0	0							
		草津市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		守山市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		栗東市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		甲賀市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		野洲市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		湖南市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		高島市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		東近江市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		米原市													0	0	0	0		0	0	0	0							
		日野町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		竜王町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		愛荘町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		豊郷町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		甲良町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		多賀町													0	0	0	0		0	0	0	0							

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)No3

滋賀県

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
---------	---	----------	---	----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	管理職の在職状況																職務上の地位別職員在職状況														調 査 時 点 コ ー ド	そ の 他						
			管理職の在職状況									管理職の在職状況							職務上の地位別職員在職状況																					
			管理 職 総 数	うち 管理 職 数	女性 比 率	うち一般行政職			部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職			次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職			課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職			課 長 補 佐 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職					係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職		
						管理 職 総 数	うち 女性 職 管 数	女性 比 率 (%)				部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)				次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)				課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)				課 長 補 佐 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)						係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)
			1,692	384	22.7	1,226	191	15.6	226	24	10.6	191	19	9.9	316	58	18.4	249	37	14.9	1,150	302	26.3	786	135	17.2	1,546	565	36.5	1,002	253	25.2	2,429	1,081	44.5	1,448	449	31.0		
25	201	大津市	171	14	8.2	115	7	6.1	16	2	12.5	15	2	13.3	36	4	11.1	24	2	8.3	119	8	6.7	76	3	3.9	306	67	21.9	149	11	7.4	728	293	40.2	349	110	31.5	1	
25	202	彦根市	209	48	23.0	129	19	14.7	24	1	4.2	19	0	0.0	45	7	15.6	26	2	7.7	140	40	28.6	84	17	20.2	130	24	18.5	103	18	17.5	244	100	41.0	182	52	28.6	1	
25	203	長浜市	211	50	23.7	107	12	11.2	26	3	11.5	17	1	5.9	21	5	23.8	16	2	12.5	164	42	25.6	74	9	12.2	240	91	37.9	151	30	19.9	326	160	49.1	179	48	26.8	1	
25	204	近江八幡市	155	44	28.4	63	6	9.5	21	1	4.8	12	0	0.0	28	8	28.6	15	2	13.3	106	35	33.0	36	4	11.1	135	52	38.5	56	11	19.6	187	85	45.5	74	17	23.0	1	
25	206	草津市	136	36	26.5	112	16	14.3	15	2	13.3	14	1	7.1	31	3	9.7	30	2	6.7	90	31	34.4	68	13	19.1	80	28	35.0	58	10	17.2	120	59	49.2	77	25	32.5	1	
25	207	守山市	83	22	26.5	73	16	21.9	13	2	15.4	13	2	15.4	18	4	22.2	17	4	23.5	52	16	30.8	43	10	23.3	37	20	54.1	27	11	40.7	82	23	28.0	66	10	15.2	1	
25	208	栗東市	60	12	20.0	51	6	11.8	11	0	0.0	11	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	44	12	27.3	35	6	17.1	50	23	46.0	38	13	34.2	89	51	57.3	63	29	46.0	1	
25	209	甲賀市	111	28	25.2	96	20	20.8	19	3	15.8	16	3	18.8	27	6	22.2	26	6	23.1	65	19	29.2	54	11	20.4	115	57	49.6	84	27	32.1	160	86	53.8	112	42	37.5	1	
25	210	野洲市	76	23	30.3	64	14	21.9	10	2	20.0	10	2	20.0	15	4	26.7	13	4	30.8	51	17	33.3	41	8	19.5	44	17	38.6	31	7	22.6	67	30	44.8	40	11	27.5	1	
25	211	湖南市	57	18	31.6	49	17	34.7	16	2	12.5	13	2	15.4	12	3	25.0	9	3	33.3	29	13	44.8	27	12	44.4	80	50	62.5	47	27	57.4	70	43	61.4	43	19	44.2	1	
25	212	高島市	94	14	14.9	88	14	15.9	15	2	13.3	14	2	14.3	24	2	8.3	22	2	9.1	55	10	18.2	52	10	19.2	46	22	47.8	36	22	61.1	98	42	42.9	87	41	47.1	1	
25	213	東近江市	137	33	24.1	111	19	17.1	22	2	9.1	19	2	10.5	36	7	19.4	31	6	19.4	79	24	30.4	61	11	18.0	138	59	42.8	105	36	34.3	136	69	50.7	86	29	33.7	1	
25	214	米原市	51	8	15.7	48	5	10.4	10	1	10.0	10	1	10.0	14	5	35.7	11	2	18.2	27	2	7.4	27	2	7.4	58	14	24.1	53	9	17.0							1	
25	383	日野町	38	6	15.8	29	2	6.9	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0		0	0		36	6	16.7	27	2	7.4	12	4	33.3	5	0	0.0	35	15	42.9	23	6	26.1	1	
25	384	竜王町	26	7	26.9	21	2	9.5							4	0	0.0	4	0	0.0	22	7	31.8	17	2	11.8	11	6	54.5	8	3	37.5	28	7	25.0	20	3	15.0	1	
25	425	愛荘町	36	9	25.0	32	7	21.9	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0		0	0		30	8	26.7	26	6	23.1	21	12	57.1	16	7	43.8	21	6	28.6	16	2	12.5	1	
25	441	豊郷町	11	2	18.2	11	2	18.2	0	0		0	0		0	0		0	0		11	2	18.2	11	2	18.2	11	5	45.5	11	5	45.5	1	0	0.0	1	0	0.0	1	
25	442	甲良町	16	5	31.3	14	3	21.4													16	5	31.3	14	3	21.4	17	7	41.2	12	2	16.7	14	7	50.0	7	1	14.3	1	
25	443	多賀町	14	5	35.7	13	4	30.8													14	5	35.7	13	4	30.8	15	7	46.7	12	4	33.3	23	5	21.7	23	4	17.4	1	

調査表4－5

市区町村別集計項目（市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

調査時点コード	1	令和2年4月1日	2	令和2年5月1日	3	その他
---------	---	----------	---	----------	---	-----

滋賀県

都 道 市 区 町 村 委 員 会 名 称	市区町村議会議員の両立支援体制に関する調査	調査時点コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676
---	-----------------------	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

都 道 府 市 区 村	市 区 村	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												調 査 時 点	そ の 他
			問12-1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む) があるか。1～4のうちいずれか一つを選択してください。	問12-2 問12-1で、1. を選択 した場合 「欠席事由として明記 した規定」はいつ制定 されましたか。1～2 のうちいずれか一つ を選択してください。	問12-3 問12-1で、1. を選択し た場合、 休職の期間の最短の期間は、次のうち どれに当てはまりますか。	問12-4 問12-1で、1. を選 択した場合、 休職の期間について、議 会の規定はありませんか。	問12-5 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のうちいずれか一つに○をつけ てください。	問12-6 問12-5で、1. を選択した場合 規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問12-8 問12-7で、1. を選択した場合 規則名及び該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-9 男女共同参画に関する議員 向け研修(セクシュアル・ハラ スメント防止に関するもの を含む)を行っていますか。	問12-10 議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま たは提供されていますか。	問12-11 議員の利用することのできる 授乳室等が議会に設置ま たは提供されていますか。	問12-12 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。		
			1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、 過去に事例が無い	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産 育児 家族の 看護 家族の 介護 疾病 その他	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たことない。	1. 男女共同参画に関する研 修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメン ト防止に関する研修を行って いる。 3. 男女共同参画に関する研 修及びセクシュアル・ハラスメン ト防止に関する研修の両方 を行っている。 4. 行っていない。	1. 人員及び場所の設置されて は提供がされている。(臨時 のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されて いる。(施設) 2. 授乳等に必要な場所の設 置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定 である。 4. なし					
25 210	野洲市	野洲市議会	1	1	3	2	1 3 1 3 1 1	野洲市議会会議規則第2条第1項第1. 2. 4号 第2条 議員は、次に掲げる場合は、会議を欠席することができる。 (1)議員が、負傷又は疾病のために出席する必要がある場合 (2)議員が又は議員の配偶者が、出産する場合 (3)議員の配偶者、父母、子、孫、祖父若しくは兄弟姉妹又は配 偶者の父母が、死亡した場合 (4)議員の配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母の負傷又は疾 病により、議員が、その養を看養する必要がある場合 (5)その他会議を欠席する相当の理由があると認められる場合	1	4	4	1				
25 211	湖南市	滋賀県湖南市議 会	1	2	3	2	4 4 4 4 1 4	湖南市議会会議規則 第5条 議員は、公務、出産、療養その他の事故のため出席できない ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出な なければならない。	4	4	4	1				
25 212	高島市	高島市議会	1	1	3	2	4 4 4 4 4 4		4	4	1	2				
25 213	東近江市	東近江市議会	1	2	2	2	2 4 4 4 4 4		4	4	4	1				
25 214	米原市	米原市議会	1	1	3	2	4 4 2 2 1 1	米原市議会会議規則 「欠席の届出」 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため欠席し、遅刻 し、または早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで に議長に届けなければならない。	2	4	4	4	1			
25 383	日野町	日野町議会	1	2	3	2	4 4 4 4 2 1	日野町議会会議規則 「欠席の届出」 第2条第2項 議員が出席のため出席できないときは、日数を定め て、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	4	1			
25 384	竜王町	竜王町議会	1	2	3	2	2 2 2 2 2 2		4	1	4	4	1			
25 425	彦根市	彦根市議会	1	2	3	2	4 4 2 2 2 4		4	4	4	4	1			
25 441	豊田町	豊田町議会	4				2 2 2 2 4		4	1	4	4	1			
25 442	甲良町	甲良町議会	1	2	3	2	3 3 3 3 2 3		4	4	4	4	1			
25 443	多賀町	多賀町議会	4				4 4 4 4 4 4		4	4	4	4	1			